

全国歯科医師国民健康保険組合報

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄



第62号
2008.4

第62回通常組合会

第5代理事長に 横山靖夫先生を選任



平成20年3月22日（土）午後12時30分より、東京ドームホテルにおいて、同日開催された第8回常務会終了後に第62回通常組合会が開催された。

外堀議長から議事録署名人に香川県支部の井上悟議員を指名し、物故組合員に対する黙祷の後、金山理事長の挨拶、報告事項に引き続いて議事に入り、規約の一部改正（案）及び平成20年度事業計画（案）並びに平成20年度歳入歳出予算（案）を可決承認後、金山公彦理事長の退任に伴う次期理事長に横山靖夫先生（岐阜県）を又監事に高畑研佑先生（青森県）、宮田靖雄先生（富山県）、亀田任弘先生（香川県）を選任した。

規約の一部改正（案）については、平成19年11月14日開催の第61回臨時組合会で一度可決承認されたものであるが、組合会に先立って、監督官庁の栃木県に事前相談を続けていたが、規約例がないため、栃木県からは回答がない状況の中で、3月の組合会で修正もあり得ることを前提での可決承認となっていた。

規約例はこの組合会当日まで公式に出ないという異常事態の中、非公式に出た規約例に基づいて、栃木県の指導等により作成した規約の一部改正（案）について可決承認となった。

開会の辞（要旨） 林副理事長

年度末の公私ともにご多忙のところ、全国20支部よりご出席頂いた組合会議員の先生方ご苦労様です。第62回通常組合会は、2期6年にわたった金山執行部の最後の組合会です。

本組合会は平成20年度事業計画、予算案を主に審議頂く訳ですが、理事長の選任及び監事の選任があります。そういうことで、活発



林副理事長

な意見とともに議事進行にご協力をお願いいたします。

理事長挨拶（要旨） 金山理事長

本日は早朝からお集まり頂き有難うございました。天候にも恵まれ30周年記念式典と組合会を開催できますことを喜んでおります。

任期満了の組合会ですので途中で休憩をはさんで、新理事長、監事等の選任がありますが、30周年記念式典の開式までに組合会が無事終了するようご協力をお願いいたします。

政局も波乱にとんだ年度末を迎えておりますが、皆様にとっても診療報酬改定の時期でもあり、大変お忙しい中ご出席頂き感謝申し上げます。挨拶の内容につきましては時間が切迫しておりますので、詳細は後程、専務から報告がありますので簡単にいたします。

総医療費については、3年間の中で給付割合が9割から8割そして7割と変わりましたが、



金山理事長

年間の総医療費にはそれ程変化がありませんでした。給付割合の引き下げで医療費が下がるのではと推測されましたが、毎月6億1千万円程度の総医療費で推移しています。

次に平成19年度の決算見込では、当期収支差額で約1億8千万円の黒字となり、次期繰越収支差額では約25億円の黒字となる見込です。これは色々と合理化を図ったことと医療費がそれほど伸びなかったことによるものです。

保険料については、平成16年度に値上げして以来値上げしておりませんが、20年度につ

いても据え置きで参ります。

平成20年度は、医療制度改革の主要部分が実施されるために、色々な意味で大変な年になると思いますが、組合運営が健全に遂行できますよう皆様方のご協力をお願いいたします。今日は、この後30周年記念式典及び祝賀会と夕方遅くまでかかると思いますが、30周年という節目を迎え、私どもの組合が無事ここまで来たことを喜びながら、将来にわたっての決意を新たにす式典だろうと思います。宜しくをお願いいたします。

■報告事項

今井専務理事から厚労省関係、栃木県庁関係、全国歯関係について報告後、一括して質問を受け、質疑応答が行われた。

(1) 国保組合の平成20年度国庫補助等について

・国保組合の補助の見直し

社会保障費の2,200億円の削減に関連して、政管健保に対する国庫補助の肩代わりを健保組合等に求めていたが、12月末に突然国保組合の38億円の国庫補助の削減が決まった。

負担を求めるのは、三師会を中心に弁護士、全国土木とし、財政力の弱い組合には負担を求めないとするものである。

国庫補助削減は、法律を改正し現在の定率国庫補助率32%から28%に引き下げる一方、財政調整分として一部組合を除いて配分するものである。

これにより当組合は3%の削減となるが、法律の施行は7月からとなり20年度は削減月数が8カ月となるため、20年度の実質削減率は2%となる。

これは20年度限りの措置とされているが、21年度以降については不透明である。

・前期高齢者納付金の激減緩和策

前期高齢者納付金は、激減緩和策として、平成20年度は本来額の1/3、21年度が2/3、22年度から本来額を納付することが急に決まった。これにより当組合の平成20年度の前期高

齢者納付金の額は、当初約15億円の見込であったが、約5億円と大幅に減額となった。

・特定健診・保健指導に係る助成基準額

特定健診・保健指導の費用について、当初より1/3を補助すると言われていたが健診・保健指導の費用の基準額は設けないとしていたが、ようやく助成基準額と助成補助額が示された。それによると個別方式の基本項目の助成基準単価は5,300円で助成補助額は1,766円で、65歳～74歳については介護保険事業の生活機能評価との共同実施が行われるため、重複する健診項目の費用は生活機能評価が優先的に助成されるため、同じ個別方式の基本項目については助成基準単価が3,410円、助成補助額1,136円と大幅に安くなる。

・高齢者医療制度の創設に伴う財政的影響として、11月までは新たな財政負担が約10億円必要であったが、昨年12月から1月にかけての色々な変更のために、逆に約1億4千万円程不必要ということになった。

(2) 栃木県庁による支部の指導監査について

平成20年度の栃木県による指導監査は、これまで栃木県支部、福井県支部、滋賀県支部、京都府支部の4支部で実施され、いずれも「概ね適性」の評価であった。当初予定はこれだけであったが、3月になり、栃木県から今月中に富山県支部で実施したい旨の要請があり、富山県支部と日程調整の結果3月24日に実施することが決まった。

(3) 新理事候補者の推薦状況について

20支部から推薦された支部推薦理事名簿について、第4号議案で承認をお願いする旨の報告がなされた。

(4) 平成19年度除名処分について

平成19年度は岩手県2名、新潟県1名計3名の除名処分があった。

(5) 規約施行規則の一部改正について

規約の一部改正に伴う所用の改正をおこなった。

(6) 節目健診（人間ドック等）補助金交付要綱の一部改正

節目健診事業は、特定健診・保健指導の動



今井専務理事

向を見極めるため平成19年度は実施を支部に委託していたが、20年度から本部事業として再開するための要綱の一部を改正した。

〔主な改正点〕

- ・ 「3種組合員は同一医院で3年以上の組合員資格を有する者」の要件を削除。
- ・ 3種組合員の対象者を25歳以上から20歳以上にした。

(7) 特定健康診査・特定保健指導実施要綱を定めた。

(8) 役員報酬・役員退職慰労金規程の一部改正について

役員退職慰労金は、役員の任期が満了しても引き続いて役員に選任された者には、支給しない規定であったが、19年度から任期満了毎に支給することに改正した。

(9) 平成20年度会議開催予定（案）について

会議開催予定（案）については、4月2日開催の第1回理事会及び第1回常務会以外は、第1回理事会で決定することになっている。

(10) 後期高齢者組合員の加入状況は3月13日現在で、該当する1種組合員1,335人中1,017人加入、加入率76%である。

【質疑応答の要旨】

Q 特定健診の対象者は、実施期間中に40歳～74歳になる者とあるが、被保険者全員を対象にしているか。既に、糖尿病等の治療を受けていて、医学的な管理というような指導を受けている者も40歳～74歳ということでしょうか。
(京都府支部 陳正和議員)



議長団 中屋敷副議長 外堀議長 監田副議長

A 加入者のうち、特定健診の実施期間中に40歳～74歳となる者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者が対象となります。

次に既に糖尿病等の治療を受けている者も対象かということですが、服薬中の者（質問票で把握）については、特定健診の対象ですが、保険者による特定保健指導の対象とはしないことになっております。又4月1日現在で加入している者が対象です。

人間ドック等の中に特定健診項目が入っていればよいのかについては、事前質問でお答えいたします。（今井専務理事）

Q 有病者も健診の対象となると、24年度に行われる評価はどのようにするのか。

（京都府支部 陳正和議員）

A 当初は平成20年度に進捗状況の評価、いわゆる中間評価をし、24年度に実績評価をするということでしたが、その後22年度までに評価方法を決めると変わってきておりますので、評価方法は未だ決まっていない。

（今井専務理事）

■ 議 事

第1号議案 規約の一部改正（案） について議決を求める件 今井専務理事

規約改正（案）について、今井専務理事より次のように説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認

された。

〔経過について〕

第61回臨時組合会で、規約改正（案）について昨年7月にできる予定であった規約例がないために、3月の組合会で修正もあり得ることを前提に議決をお願いした。

可決承認された規約改正（案）は栃木県庁に認可申請を提出したが、規約例が出ないために保留となっていた。3月になり厚労省から栃木県庁に非公式の規約例がメール届いたので、この規約例を基に規約改正（案）を改めて作成することとし、認可申請に提出した改正（案）は一旦返却するとの指導があった。早速、規約改正（案）を作成し、栃木県庁と事前相談を続ける一方、既に作成済みの事業計画（案）との整合性について検討していたこと及び、公式の規約例が21日現在で出ないこと等から議案書の送付に間に合わなかった。

この規約改正（案）は臨時組合会に提出したものと、条文の書き方に大分変更があるが、内容には基本的な変更はない。

〔規約改正（案）の説明の概要〕

- ①目的で「被保険者の国民健康保険」を「組合員及び組合員の世帯に属する被保険者」に改正（制度改正に対応するため）
- ②被保険者の範囲を削除（国保法に規定されているため）
- ③後期高齢者の組合員は1種組合員とみなすことになり、1種組合員は被保険者である1種組合員と被保険者でない1種組合員となった。また、後期高齢者組合員という呼称もあり「被保険者でない1種組合員」と「後期高齢者組合員」の2通りの呼称となる。（制度改正に対応するため）
- ④後期高齢者組合員の届け出で「引き続き1種組合員になる場合には…」と引き続きと規定することにより、途中加入及び再加入は認めないと読む。（制度改正に対応するため）
- ⑤一部負担金は、現行で組合員、世帯員と区分していたところが、すべて年齢により区分することとなった。（制度改正に対応する

- ため)
- ⑥保健事業に特定健診・保健指導及び後期高齢者組合員の保健事業を規定した。(制度改正に対応するため)
 - ⑦保険料は基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、後期高齢者賦課額に区分して徴収することになった。(制

度改正に対応するため)

- ⑧乳幼児に対する自己負担金(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大した。(制度改正に対応するため)

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正(案)新旧条文対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第1条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に基づき、この組合の被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。	(目的) 第1条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。
第2条～第6条 (略)	第2条～第6条 (略)
第2章 組合員及び被保険者 (組合員の範囲及び種類)	第2章 組合員 (組合員の範囲及び種類)
第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者で、次のとおりとする。 一 1種組合員は、府県歯科医師会の会員とする。 二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。 三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。	第7条 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者で、次のとおりとする。 一 1種組合員は、府県歯科医師会の会員とする。 二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される歯科医師とする。 三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設、管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。 2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者は、組合員としない。ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員は、この限りでない。
(被保険者の範囲) 第8条 組合は1種組合員、2種組合員及び3種組合員(以下「組合員」という。)並びに組合員の世帯に属する者(以下「世帯員」という。)をもって被保険者とする。 ただし、法第6条各号のいずれかに該当するもの及び他の国民健康保険組合の被保険者はこの限りでない。	第8条 削 除
(加入の申込) 第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 2. 前項の加入の申込みをした者は、支部長が加入の申込みを受理した日に組合員になる。 3. 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にななければならない。 第9条の2 (略)	(加入の申込) 第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 2. 前項の加入の申込みをした者は、支部長が加入の申込みを受理した日に組合員になる。 3. 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にななければならない。 第9条の2 (略)
	(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出) 第9条の3 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となる1種組合員が、引き続き1種組合員となる場合には、30日前までにその旨を組合に届け出なければならない。 2. 前項に規定する1種組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、速やかにその旨を組合に

現 行	改 正 (案)
<p>第10条～第11条 (略) 第3章 保険給付</p> <p>(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)が、その給付を受ける際に支払う一部負担金等の割合は次に掲げるものとする。</p> <p>一 組合員 10分の3</p> <p>二 世帯員 10分の3</p> <p>三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</p> <p>四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)10分の1</p> <p>五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合にあって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3</p> <p>(療養附加金) 第12条の2 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者及び第12条第四号に該当する者を除く。)が保険医療機関等において一部負担金を支払ったときは、療養附加金を支給する。</p> <p>2. 療養附加金の額は、法第36条(歯科療養に係る外来療養(法第36条第1項第二号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)をいう。)を除く。)に掲げる療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の3分の1相当額とする。</p> <p>3.～8. (略)</p> <p>(出産育児一時金) 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として350,000円を支給。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき被用者保険の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>(葬祭費) 第14条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号により葬祭費を支給する。</p> <p>一 1種組合員 200,000円</p> <p>二 2. 3種組合員 100,000円</p> <p>三 世帯員 50,000円</p> <p>(傷病手当金) 第15条 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員が療養の給付等(老人保健法の規定による医療を含む。)を受けている場合において、その療養のため、引き続き5日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員は1日4,000円、</p>	<p>届け出なければならない。 第10条～第11条 (略) 第3章 保険給付</p> <p>(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</p> <p>二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2</p> <p>三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)10分の2</p> <p>四 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</p> <p>(療養附加金) 第12条の2 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者(第12条第3号に該当する者を除く。)が保険医療機関等において一部負担金を支払ったときは、療養附加金を支給する。</p> <p>2. 療養附加金の額は、法第36条(歯科療養に係る外来療養(法第36条第1項第1号から第4号までに掲げる療養(同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。)をいう。)を除く。)に掲げる療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の3分の1相当額とする。</p> <p>3.～8. (略)</p> <p>(出産育児一時金) 第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として350,000円を支給する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(葬祭費) 第14条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号により葬祭費を支給する。</p> <p>一 1種組合員である被保険者 200,000円</p> <p>二 2種組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者 100,000円</p> <p>三 組合員の世帯に属する被保険者 50,000円</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(傷病手当金) 第15条 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため、引き続き5日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員である被保険者は1日につき4,000円を、2種組</p>

現 行	改 正 (案)																		
<p>2. 3種組合員は1,500円を支給する。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 保健事業</p> <p>(保健事業)</p> <p>第16条 組合は、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 健康診断 二 疾病予防 三 健康づくり運動 四 健康家庭の表彰 五 <u>その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 保険料</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、国民健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び介護給付費納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、医療給付費保険料及び介護納付金保険料の合算額を保険料として毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>2. <u>医療給付費保険料は、次の区分による額の合算額とする。</u></p> <p>一 所得割</p> <p><u>1種組合員は、前年1月から12月までの1年間の社会保険及び国民健康保険並びに老人保健に係る診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額。ただし、その額が月額32,500円(年額390,000円)を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限月額は4月のみ1,900円、5月から3月は1,600円(年額19,500円)とする。</u></p> <p>二 均等割(1人当たり)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1種組合員</td> <td>月額</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>1種組合員の世帯員</td> <td>月額</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>2種組合員</td> <td>月額</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td>2種組合員の世帯員</td> <td>月額</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3種組合員</td> <td>月額</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>3種組合員の世帯員</td> <td>月額</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>3. <u>介護納付金保険料は、組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者1人当たり月額2,800円とする。</u></p>	1種組合員	月額	7,000円	1種組合員の世帯員	月額	5,000円	2種組合員	月額	15,500円	2種組合員の世帯員	月額	5,000円	3種組合員	月額	8,000円	3種組合員の世帯員	月額	5,000円	<p>組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者は1日につき1,500円を支給する。</p> <p>ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 保健事業</p> <p>(保健事業)</p> <p>第16条 組合は、<u>法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。)</u>の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 健康診断 二 疾病予防 三 健康づくり運動 四 健康家庭の表彰 五 <u>その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業</u></p> <p>第16条の2 組合は、<u>高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者の組合員」という。)</u>について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 組合は、<u>毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、高齢者医療確保法第64条の規定による療養の給付を受けている場合において、その療養のため、引き続き5日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病見舞金として、1日につき4,000円を支給する。</u></p> <p><u>ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。</u></p> <p>二 組合は、<u>後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として200,000円を支給する。</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 保険料</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p>(2) 月額4,700円(年額56,400円)</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。) 月額2,300円(年額27,600円)</p>
1種組合員	月額	7,000円																	
1種組合員の世帯員	月額	5,000円																	
2種組合員	月額	15,500円																	
2種組合員の世帯員	月額	5,000円																	
3種組合員	月額	8,000円																	
3種組合員の世帯員	月額	5,000円																	

現 行	改 正 (案)
<p>4. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>(保険料の一括納付義務者)</p> <p>第21条 保険料の納付は、1種組合員が一括納付義務者として、組合員及び世帯員の保険料をまとめて納付するものとする。</p> <p>(保険料の変更)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2. 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合、又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から変更する。</p> <p>第23条～第27条 (略)</p> <p>第6章～第11章 (略)</p>	<p>ハ <u>介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額 (以下「介護納付金賦課額」という。)</u> <u>月額2,700円 (年額32,400円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ <u>基礎賦課額 月額13,200円 (年額158,400円)</u> ロ <u>後期高齢者支援金等賦課額 月額2,300円 (年額27,600円)</u></p> <p>ハ <u>介護納付金賦課額 月額2,700円 (年額32,400円)</u></p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ <u>基礎賦課額 月額5,700円 (年額68,400円)</u> ロ <u>後期高齢者支援金等賦課額 月額2,300円 (年額27,600円)</u></p> <p>ハ <u>介護納付金賦課額 月額2,700円 (年額32,400円)</u></p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額6,000円 (年額72,000円) とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ <u>基礎賦課額 月額2,700円 (年額32,400円)</u> ロ <u>後期高齢者支援金等賦課額 月額2,300円 (年額27,600円)</u></p> <p>ハ <u>介護納付金賦課額 月額2,700円 (年額32,400円)</u></p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>(保険料の一括納付義務者)</p> <p>第21条 2種組合員及び3種組合員にかかる保険料は、1種組合員が一括納付義務者としてこれをとりまとめて納付するものとする。</p> <p>(保険料の変更)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2. 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合、又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。) 若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から変更する。</p> <p>第23条～第27条 (略)</p> <p>第6章～第11章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2. 改正後の第18条第1項第1号イの(1)中「<u>後期高齢者診療報酬</u>」とあるのは「<u>高齢者の医療の確保に関する法律に係る診療報酬 (平成20年1月から3月分の老人保健に係る診療報酬を含む。)</u>」と読み替えるものとする。</p>

■ 議 事

第2号議案 平成20年度事業計画(案) について議決を求める件 今井専務理事

I. 事業運営の基本方針

医療制度改革は、当組合にとっても制度的、財政的に曾てない影響を受けることから、平成20年度からの主要部分の実施に向けてその準備に取り組んできた。

制度面での取り組みとしては、研修会等に積極的に参加するとともに情報収集に努め、国の方針や制度改革に対する対応の的確な方向付けをし、支部への対応としては、従来の職員研修会に加えて支部役員・職員研修会を開催し、周知を図るとともに理解と協力を求めてきた。

また、財政面の取り組みとしては、制度改革に係る財政運営上の試算を行い、保険料の改定など財源措置について検討してきた。

しかし、規約改正に係る政省令が遅れていることや国保組合に対する国庫補助の削減額の38億円が急に決定された。

このような状況で医療制度改革に伴う新たに発生する財源措置について、平成20年度の保険料の改定は避けることとし、今年度中に制度改革による影響を見極めた上で、保険料の改定を検討することとし、平成20年度は補正予算も視野に入れて的確な事業運営に当たることとする。

このように当組合の運営は、医療保険制度の変革の時代にあって厳しい環境にあるが、本年度もこれまで同様、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で、組合員の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を推進して行く。そして、組合員、家族が安心して給付を受けられる事業運営体制を整備し、組合の健全化・安定化に努める。

II. 実施事業

1. 保険料

一 基礎賦課額

(1) 所得割賦課額

種 別	賦課率・賦課額(月額)
1種組合員	6.5/1000 上限 32,500円 下限 4月 1,900円 5~3月 1,600円
保険診療未扱い者 (医療法人を含む)	32,500円
矯正を標榜する者 (医療法人を含む)	32,500円
1種組合員の勤務医	15,000円
保険診療報酬の 把握ができない者	32,500円

(2) 均等割賦課額

種 別	賦 課 額 (月額)
1種組合員	4,700円
1種組合員の家族	2,700円
2種組合員	13,200円
2種組合員の家族	2,700円
3種組合員	5,700円
3種組合員の家族	2,700円
後期高齢者組合員の 家族	2,700円

二 後期高齢者支援金等賦課額

種 別	賦 課 額 (月額)
組合員及び 組合員の世帯員	1人当たり 2,300円

三 介護納付金賦課額

種 別	賦 課 額 (月額)
組合員及びその世帯 員のうち40歳から65歳 未満の者	1人当たり 2,700円

四 後期高齢者賦課額

種 別	賦 課 額 (月額)
後期高齢者組合員	1人当たり 6,000円

2. 療養給付費等の支給

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1. 組合員	7割
2. 家族	7割
3. 義務教育就学前まで	8割
4. 前期高齢者（70歳～74歳） ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割 ※ 8割

※高齢者の医療に係る「凍結策」により、平成21年3月まで1年間9割に据え置く。

(2) 歯科給付

組合員及びその家族は歯科給付を受けられるが、下記の「歯科給付制限」に該当する項目は歯科給付の対象外となる。

なお、歯科給付制限に該当する項目であっても、「歯科給付制限の特例措置」に該当する場合は歯科給付の対象とする。

1. 歯科給付制限の項目

(1) 自家診療

①1種組合員

1種組合員の診療所では、1種組合員とその家族及び近親者（2親等まで）の診療

②2種・3種組合員

2種・3種組合員の勤務する診療所における2種・3種組合員及びその家族

(2) 1種家族

1種家族の歯科給付は対象外

(3) 1種・2種組合員

①初診・再診時の加算項目

②鑄造歯冠修復物

③補綴関係

なお、終末処置の鍊成充填は給付する。

2. 歯科給付制限の特例措置

1種・2種組合員及び1種組合員の家族は、下記の事由がある場合は歯科給付が受けられる。ただし、「歯科診療承認申請書（様式26号）」を提出し、承認を得なければならない。

歯科給付制限の特例措置と歯科診療承認申請の方法

	特例措置	申請方法
1	1種組合員の家族が入院中に歯科診療を受けた場合。	申請の必要なし。
2	口腔領域の特殊な疾患（悪性腫瘍、顎骨骨折、唇、口蓋破裂等）の場合。	”
3	1種組合員が疾病等で療養中による休診の場合。	1種組合員が申請することにより、2種組合員及び1種組合員の家族の申請は必要なし。
4	1種組合員が閉院等により診療ができない場合。	”
5	1種組合員の家族で自宅を離れて修学中（卒後研修を含む）の者。ただし、終末処置は鍊成充填、インレーまでとする。	歯科給付を受けようとする者がその都度申請し、在学証明書の添付を要する。
6	その他特別の事情がある場合。	歯科給付を受けようとする者がその都度申請する。

【付記事項】

- ① 修学中の者は、修学地での診療のみ対象。
- ② 特殊な疾患の場合の対象となる医療機関は、原則として、国公立病院、大学病院、私立病院等の歯科及び口腔外科並びに専門歯科医が常勤し、入院設備があり支部長が認めた歯科診療所。
- ③ 特例措置により歯科給付を受けようとする者は、保険料が納期までに完納されていること。

(3) 高額療養費の支給

同一被保険者が同一月内に、同一診療所で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。

また、高額療養費はあらかじめ保険者に申請して、自己負担限度額に係る認定書の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額に止めることができる。

高額療養費の自己負担限度額

年齢層	所得層	自己負担限度額（1月当たり）	
70歳未満	上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円 + 〈総医療費 - 500,000円〉 × 1% (83,400円) ※1	
	一般	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)	
	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)	
70歳以上 75歳未満	所得層	外来	自己負担限度額（1月当たり）
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)
	一般 ※2	24,600円	62,100円 (44,400円)
	低所得者	II	8,000円
I (年金収入80万円以下)		8,000円	15,000円

※1 () 内の金額は、多数該当（過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合

※2 高齢者医療に係る「凍結策」により平成21年3月まで下記のとおり凍結される。

外来 24,600円→12,000円

入院 62,100円→44,400円

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

高額医療・高額介護合算制度の
自己負担限度額（年額）

		医療保険 + 介護保険 (70歳～74歳)	医療保険 + 介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		670,000円	1,260,000円
一 般		620,000円	670,000円
低所得者	II	310,000円	340,000円
	I	190,000円	

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

種 別	金 額
1児につき	350,000円

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

種 別	金 額
① 1種組合員	200,000円
② 2種組合員	100,000円
③ 3種組合員	100,000円
④ 1・2・3種組合員の家族	50,000円
⑤ 後期高齢者組合員の家族	50,000円

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。(コルセット等の装具装着など)

(8) 海外療養費の支給

被保険者が海外において療養を受けた場合、申請により海外療養費を支給する。

(9) 移送費の支給

入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシー等で移送した場合は、申請により移送費を支給する。

(10) 傷病手当金の支給

組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病手当金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。

種 別	金 額 (1日につき)
① 1種組合員	4,000円
② 2種組合員	1,500円
③ 3種組合員	1,500円

(11) 療養附加金の支給

組合員が療養のために保険医療機関に一部負担金を支払った時は、申請により療養附加金を支給する。

4. 被保険者の指導

- (1) 加入直後の受診者に対する指導
- (2) はしご受診者に対する指導
- (3) 県外受診者に対する調査・指導
- (4) 柔道整復の適正な受診のための調査・指導

5. 保健事業

(1) 保健事業費の交付

種 別	金 額
① 定額交付分 (1支部当たり)	1,550,000円
② 被保険者割交付分 (被保険者1人当たり)	440円

(2) 節目健診事業の実施

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

- ① 1種組合員・2種組合員
1種組合員及び2種組合員のうち、平成20年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

- ② 1種組合員の配偶者
①に該当した1種組合員の配偶者。この場合の配偶者の年齢は問わない。

- ③ 3種組合員
3種組合員のうち、平成20年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

※ 平成19年度に節目健診の対象者であった者も、平成20年度の節目健診の対象者に含める。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の実施

一 特定健康診査

- ① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。
- ② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。
基本項目 自己負担 0割
詳細項目 自己負担 0割
ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

二 特定保健指導

- ① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。
- ② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。
動機付け支援 自己負担 0割
積極的支援 自己負担 0割

(4) 資金貸付事業

- ① 高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。

- ② 出産費資金貸付事業
被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(5) 医療費通知の実施

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(6) 健康家庭表彰

3年度間一度も保険給付を受けなかった健康家庭に対し、記念品を贈呈する。

(7) 健康啓発事業の実施

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、又、平成20年度から特定健診・保健指導が被保険者に義務化されることに伴い、当組合が的確に実施できるように、被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行う。

(8) 後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の事業を行なう。

① 傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内90日（支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。）を限度とする。

1日につき	4,000円
-------	--------

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。

後期高齢者組合員	200,000円
----------	----------

6. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

7. 広報活動の実践

- (1) 組合報の発行
- (2) ホームページの活用

8. 創立30周年記念誌（三十年史）の発刊

創立30周年を記念して「三十年史」を発刊する。

Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

平成18年から平成20年の3年間にわたり順次実施される医療制度改革については、制度改革に円滑に対応できるよう研鑽を積むと同時にコンピューターのシステム開発を推進するなど、医療制度改革に伴う事務処理に遺漏なきよう努める。

Ⅳ. 諸会議等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催、職員研修会、支部役員・職員研修会の開催とともに関係団体の諸会議に出席する。

Ⅴ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

■ 議 事

第3号議案 平成20年度歳入歳出予算(案) について議決を求める件 鈴木常務理事

鈴木常務理事から平成20年度歳入歳出予算(案) について、プロジェクターを用いて趣旨説明があり、第1号議案、第2号議案とともに一括して質疑応答の後それぞれの議案について個別に採決に入り、全員挙手により可決承認された。



鈴木常務理事

【趣旨説明の要旨】

(歳入)

平成20年度から保険料が基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、後期高齢者賦課額に区分して徴収することとなった。

75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行すること及び介護納付金賦課額の引き下げ等により保険料収入は約4億2千万円減収となる見込みである。

国庫支出金は全体として約3億8千万円前年度より下回ることとなった。

(歳出)

後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金並びに病床転換支援金等が新たな支出項目として設けられることとなった。後期高齢者支援金に約25億5千7百万円、前期高齢者納付金に約56億5千万円計上した。老人保健拠出金は20年度から後期高齢者医療制度に移行するが、20年度の1ヶ月分と18年度の精算分を併せて約2億8千万円計上した。

平成20年度再入歳出予算(案) は12,826,686,000円であり、対前年度比▲517,086,000円となった。

全国歯科医師国民健康保険組合 平成20年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	8,637,157	9,063,595	△426,438
2. 国庫支出金	3,060,626	3,443,824	△383,198
3. 前期高齢者交付金	1	0	1
4. 共同事業交付金	102,121	117,122	△15,001
5. 財産収入	14,322	13,276	1,046
6. 繰入金	1	1	0
7. 繰越金	1,000,000	700,000	300,000
8. 諸収入	12,458	5,954	6,504
歳入合計	12,826,686	13,343,772	△517,086

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	16,200	17,800	△1,600
2. 総務費	631,361	619,941	11,420
3. 保険給付費	6,744,640	6,739,889	4,751
4. 後期高齢者支援金	2,557,765	0	2,557,765
5. 前期高齢者納付金	551,638	0	551,638
6. 老人保健拠出金	287,359	4,084,603	△3,797,244
7. 介護納付金	974,141	1,012,907	△38,766
8. 共同事業拠出金	146,101	167,526	△21,425
9. 保健事業費	332,404	181,300	151,104
10. 積立金	30,002	55,002	△25,000
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	555,074	464,803	90,271
歳出合計	12,826,686	13,343,772	△517,086

全国歯科医師国民健康保険組合 平成20年度 歳入歳出予算書

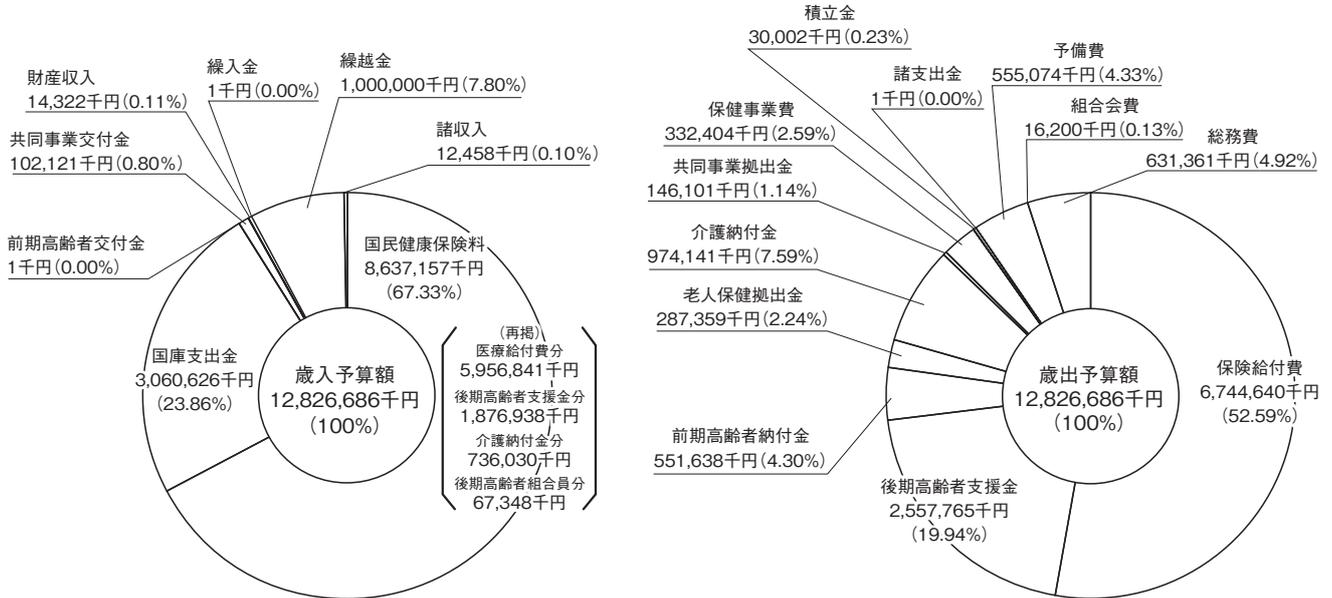
歳 入 (単位：千円)

款	項	予 算 額
1. 国民健康保険料		8,637,157
	1. 国民健康保険料	8,637,157
2. 国庫支出金		3,060,626
	1. 国庫負担金	45,984
	2. 国庫補助金	3,014,642
3. 前期高齢者交付金		1
	1. 前期高齢者交付金	1
4. 共同事業交付金		102,121
	1. 共同事業交付金	102,121
5. 財産収入		14,322
	1. 財産運用収入	14,322
6. 繰入金		1
	1. 給付費等支払準備金繰入金	1
7. 繰越金		1,000,000
	1. 繰越金	1,000,000
8. 諸収入		12,458
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	12,452
	4. 雑入	4
歳 入 合 計		12,826,686

歳 出

款	項	予 算 額
1. 組合会費		16,200
	1. 組合会費	16,200
2. 総務費		631,361
	1. 総務管理費	631,360
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		6,744,640
	1. 療養諸費	5,939,400
	2. 高額療養費	348,873
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	228,550
	5. 葬祭費	13,750
	6. 傷病手当金	72,686
7. 療養附加金	140,381	
4. 後期高齢者支援金		2,557,765
	1. 後期高齢者支援金	2,557,765
5. 前期高齢者納付金		551,638
	1. 前期高齢者納付金	551,638
6. 老人保健拠出金		287,359
	1. 老人保健拠出金	287,359
7. 介護納付金		974,141
	1. 介護納付金	974,141
8. 共同事業拠出金		146,101
	1. 共同事業拠出金	146,101
9. 保健事業費		332,404
	1. 特定健康診査等事業費	78,170
	2. 保健事業費	254,234
10. 積立金		30,002
	1. 積立金	30,002
11. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
12. 予備費		555,074
	1. 予備費	555,074
歳 出 合 計		12,826,686

全国歯科医師国民健康保険組合 平成20年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



■ 事前質問

【質疑応答の要旨】

1 全国歯規約第7条組合員の範囲について

(京都府支部 陳正和議員)

Q 組合員は、第4条に定める地区内に住所を有する者とありますが、隣接する府県に住所を有する者もおります。規約上これらの者も組合員とするよう規約に明記して頂きたい。



陳議員

A この件は以前から当組合の課題として、栃木県庁に地域の拡張を要望しています。し

かし、国保法で、組合を設立、又は地区の拡張の認可申請があった場合は、都道府県知事は、当該組合の地区を、その区域に含む市町村長の意見を聞き、当該組合の設立により、これらの市町村の国民健康保険の保健事業に支障を及ぼさないと、認められるときでなければ、認可をしてはならない。という規定があります。当組合が周辺府県に地区を拡張するとほぼ全国になります。こうしたことから、地区の拡張は努力はしていますが難しい面があります。
(今井専務理事)

2 規約改正案の実施について

(岡山県支部 南哲之介議員)

Q 第61回臨時組合会において規約の一部改正案が上程され、字句、文言の修正の上可決された。改正された第9条の2には、「引き続き後期高齢者組合員となる場合には、被保険者となる30日前までに書面をもって届け出なければならない」とあるが、1月末に本部より届いた後期高齢者へのお知らせ文書には、1ヶ月前と記載されている。見解をお伺いしたい。



南哲之介議員

A 法律や規約は解りにくい文言が多いため、お知らせなどのパンフレット等は、日常的に用いられている文言で表記することが一般的に多くあります。

30日前を1カ月前、7日前を1週間前、365日前を1年前というのは、一般的に通用していると考えまして、「お知らせ」では1カ月前と表記いたしました。他に、例えば幼児の一部負担金は規約では、「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合」ですが、厚労省の資料でも「義務教育修学前」と表記してあります。又「一部負担金の割合は10分の3」を「3割負担」と表記するのが一般的となっています。しかし先生のおっしゃる通り、文言等には誤解を招かないように十分注意して参ります。
(今井専務理事)

Q 質問の2は、10億円の財政負担が発生することを前提に質問を出しているのですが、一旦取り下げて、先程の説明では逆に1億4千万円余剰金が生じることでよろしいかという質問に代えさせていただきます。

A 新たな高齢者医療制度の創設に伴う財政的影響について、現時点で厚労省から示された計算式に基づいて算定した結果、そのようになります。しかし、後期高齢者支援金は、医療給付費の総額を約10兆円をもとに計算しておりますが、その範囲内に収まるか心配な部分があります。曾て老人保健法が実施された時は、2年目に拠出金が倍以上になった経緯があります。本当に1億4千万円余るとい

計算でよいのかはもう少し経過をみないと明言できませんが、予算編成の時点ではそうなりますということですので、ご理解を賜りたい。

(今井専務理事)

3 特定健診並びに後期高齢者医療制度について

(新潟県支部 五十嵐治議員)

Q 特定健診・保健指導の実施にあたり、円滑にかつ、実施率を向上させるには、各支部の実情に応じた対応が必要と考える。新潟県では、歯科医師会も参画して新潟県健診保健指導支援機構を立上げています。この実施体制で実施できるのでしょうか。



五十嵐議員

A 新潟県は歯科医師会も参画して「健診保健指導支援プログラム」を取りまとめております。新潟県はこのプログラムに沿った体制で実施できると考えておりますが、特定健診項目だけでなく上乘せ健診や人間ドック等で受診する場合は、特定健診項目のデータと特定健診の費用を完全に分離できることが条件となります。今、そうした規約が全国の都道府県で締結できるかが課題となっています。現在、集合契約の契約書を全協を通じて提出していますが、未だ何処とも契約が締結できていません。

現時点では、特定保健指導の集合契約の方法、特定健診項目以外の追加健診に対する保険者協議会の対応方法、単価設定等をクリアしないと集合契約はできない状況にある。ま

た特定健診についても、追加健診に当たるヘモグロビンA1c検査を通常どおり実施したい地域があるなど健診項目に関する微調整があるようです。そのために特定健診・保健指導の単価も決まっていない地域もあるようです。3月10日の社会保険新報に「施行目前、されど実施体制未だ整わず」と載っていましたが、将に現状を言い表わしていると思います。このようなことで、五十嵐議員、陳議員のご質問に的確なお答えになっておりませんがご理解を賜りたい。（今井専務理事）

Q 高齢社会を迎え75歳以上の組合員が増加する中で、組合の健全運営のためにも、歯科医師国保に継続して残るメリットをお聞かせ頂きたい。

A 後期高齢者が組合員として残るメリットは、個々により異なりますが、所得割保険料がなく、その家族、従業員が均等割だけで同じ給付を受けられることです。それと傷病見舞金、死亡見舞金の支給がメリットと思います。後期高齢者組合員のメリットは保険料とのバランスを考慮しておりますが、この体制で実施してみて不都合な点は見直していきたいと考えております。（今井専務理事）

Q 全歯連の再加入に関して、その後の経緯をお聞かせ下さい。



一志副理事長

A 平成17年1月に脱退して、19年3月に再加入ということで折衝を重ねてきました。全歯連再加入については、4回の会合の中で、先方からもっと詳細な誠意ある回答が欲しいと

の要望があり、回答を送付してあります。3月6日の全歯連の総会では議題としては取り上げられず協議の場で話われたと聞き及んでいます。最終的には全歯連の成り行きを見守るより仕方ないと思っております。感触としては規約等の見直しがあろうと思いますが、その中で再加入が認められる感触は得ているとお伝えしておきます。（一志副理事長）

〔関連質問〕

Q 全歯連の総会で、出席者から全国歯でなく、県単位での加入の考え方が出たと聞きましたがこの辺りの真意というか実際はどういう意味なのか。また現執行部の中で見解があればお聞かせ願いたい。

（岐阜県支部 高木幹正議員）



高木議員

A 全歯連の3月の総会については、新聞等で読んだ程度で詳しくは承知していませんが、全歯連は組合単位で構成されている訳で、支部単位での加入となれば、構成が違ってくる訳でそういう発想自体がおかしいと思っております。

全国歯が20支部単位で加入してくれという要請があれば多分断るような形になると思っておりますが、一つの組合として加入が本来の姿ではないかと思えます。（金山理事長）

〔要望〕

理事長のおっしゃるように、もし支部単位でということになれば、全国歯の解体になっ

てしまいますので、是非ともそういう条件付きであるならば、敢えて入る必要があるのかという話になると思いますので宜しくお願いします。 (岐阜県支部 高木幹正議員)

【第1号議案から第3号議案に対する質問】

Q 京都府支部では、保健事業として一般健診を実施しております。その中で特定健診の検査項目で足りないのは腹囲だけです。しいて加えるならばヘモグロビンA1cです。特定健診が遅れているが、保健事業の一般健診を先にスタートした場合、後で特定健診のデータをきちんと送れるのであれば、特定健診部分の費用はみて頂けると理解してよろしいか。 (京都府支部 陳正和議員)

A 陳議員のご質問は、現時点ではできませんと言えない状況にあります。私どもが考えている以上に実施体制が整っていないのが現状です。何時集合契約が締結できて、特定健診が何時からスタートできるかは見通しが立っていないということで、実施体制もどのような内容で契約できるか不透明の状況です。従って、今のところ具体的に何ができて、何ができないというお答えは、もう暫らくご猶予を頂きたいと思えます。 (今井専務理事)

Q 特定健診は未だ実施方法が決まらないということですが、直面する具体的な問題について質問します。歯科医師会単位或いは個人で人間ドックを受診した場合も、特定健診を受けなければならないのか、つまり2回受けなければならないのか。あるいは、人間ドックのデータを特定健診の項目だけ本部に送り、それを基に保健指導が可能なのかをお尋ねしたい。 (栃木県支部 川嶋仁一議員)

A 人間ドック、上乘せ健診等を受診した場合は特定健診項目のデータと費用を抽出できてデータ化できることが条件です。そして健診データ及び費用決済データは、直接当組合に送られるのではなく医療機関や健診機関から都道府県の国保連合会にいき国保中央会を経て栃木県国保連合会に集まりそこから当組合にきます。これは電子的ネットワークにより接続する



川嶋議員

ことになっています。従いまして、今人間ドックを受診して、後で特定健診・保健指導がスタートした時にそのデータから特定健診項目を抽出して本部(組合)に送ることは現時点では解らないとしかお答えできません。特定健診・保健指導については、色々な機関で検討していますが、私どもは一切参画できないこともあり、明確なお答えができないことをご理解賜りたい。 (今井専務理事)

Q 以前の組合会では、後期高齢者組合員という名前が残っていたように思うが、今回それが1種組合員になった。ようするに1種組合員の中に後期高齢者組合員を除くというのが入っていると、議案書の12ページ13ページでややこしい書き方をしている。葬祭費、傷病手当金等々について1種組合員という両方よんでしまう。例えば12ページの1種組合員のところにカッコ書きして、後期高齢者を除くとすれば、後期高齢者の家族という表現はしなくていいことになる。ようするに、後期高齢者組合員という字句が出てくるより、1種組合員にして、1種組合員の中で、後期高齢者組合員を除くという表現にしないと解りにくいと思いますのでご検討賜りたい。

(富山県支部 川口義治議員)

A 規約改正案でご説明のとおり、第9条の3 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者になった1種組合員が引き続き1種組合員となる場合は…と規定され後期高齢者も1種組合員と位置付けられました。同時に第16条の2で高齢者医療確保法第50条に規定する被保険



川口議員

者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）と規定されております。従って後期高齢者については、従来どおり後期高齢者組合員の呼称で参りたいと考えております。

（今井専務理事）

【要望】

後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について、半年は免除、もう半年は減免という措置がとられる。国保組合にはできないことは大体解ってきましたが、組合員の後期高齢者が組合員として残れることになって、75歳以上の30年も組合を育てて頂いた先輩諸兄の配偶者が、問題になってくるのではと思います。後継者がいる場合は問題ないと思いますが、後継者がいない場合、市町村国保に入りますと保険料の問題等、先輩の配偶者に迷惑をかけるようなことが起こるのではと思います。今後の課題として要望いたします。（徳島県支部 井川雅典議員）



井川議員

・職員の給与は一般管理費から出ているが、支部に交付されるのは保健事業費、支部運営費の二つだと思う。京都府支部の役員は歯科医師会の役員を兼ねているためそちらで出していた。これを栃木県の指導監査で指摘され、交付金を出して支部から支給した形をとったが、可能ならそういう配慮を願いたい。

・昨年、疾病分類別罹患者等のデータを頂き検討した結果、京都府は呼吸器系が多く、費用は泌尿器系が他県に比べて格差が大きい。ここに着目した健診だけでなく予防も検討していきたいので、次回組合会に資料等を揃えてやらせて頂きたい。（京都府支部 陳正和議員）

【参考】

本部から支部に交付されるのは、①支部運営費、②保健事業費、③一般管理費、④役務費、⑤需用費、⑥特別支部運営費の6種類。職員給与は一般管理費、役員費用弁償は支部運営費からの支出となる。

■ 議 事

第4号議案 理事の承認を求める件

今井専務理事

今井専務理事から、役員任期満了に伴い、規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部推薦理事候補20名について承認を求める旨の趣旨説明があり、議長が異議のない旨を確認後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

新任理事名簿

支部名	氏名	支部名	氏名	支部名	氏名
栃木県	小塚照夫	岡山県	熊代進	新潟県	今井博
山梨県	三塚憲二	山口県	永富稔	岩手県	鈴木哲男
青森県	本田富彦	島根県	仲佐善昭	石川県	竹内聖太郎
岐阜県	横山靖夫	鳥取県	林伸伍	長野県	一志忠廣
富山県	栗山豊実	香川県	井上悟	福井県	齊藤愛夫
滋賀県	白石宣	徳島県	福島襄	沖縄県	又吉達雄
京都府	尾上徹	高知県	恒石定男		

組合会を暫時休憩し、新任理事による役員選任理事会を別室において開催し、理事長の選任を行った。役員選任理事会では、議長に山口県支部の永富理事を選出し、理事長の選任に入ったが立候補者が出なかったため、協議方式により執り行われた結果、岐阜県支部の横山靖夫理事を全員一致で選任した。

組合会を再開し、役員選任理事会議長の永富稔理事（山口県支部）から理事長の選任について次のとおり報告があった。

ただ今別室において役員選任理事会を開催し、理事長の選任について慎重に協議した結果、新理事長に岐阜県支部の横山靖夫理事に決定した旨の報告があり、横山新理事長から就任の挨拶があった。



横山新理事長



永富役員選任理事会議長

■ 議 事

第5号議案 理事長指名理事の承認を 求める件 横山副理事長（次期理事長）

次期理事長に決定した横山副理事長から、任期満了に伴う理事長指名理事について、規約第40条第二号並びに選挙規則第13条第1項及び第2項の規定に基づき、山梨県支部の池谷剛先生を指名し、役員選任理事会の承認を得たので、組合会の承認を求める旨の趣旨説明があり、議長が意義がない旨を確認後、採決に入り全員挙手で可決承認された。



池谷理事長指名理事

■ 議 事

第6号議案 監事の選任の件

今井専務理事

今井専務理事から、任期満了に伴う監事の選任については、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、又選挙規則第14条第2項の規定により監事の選任に当たっては地区代表議員会で選出のうえ組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の趣旨説明があった。

続いて、議長から役員選任理事会の開催の間に、各地区よりそれぞれ代表議員2名が選出された地区代表議員の発表があった。



畑佐地区代表議員会委員長

- A地区 栃木県支部 阿部哲夫議員
- A地区 新潟県支部 佐藤昭雄議員
- B地区 岐阜県支部 畑佐 稔議員
- B地区 福井県支部 齊藤愛夫議員
- C地区 鳥取県支部 熊野光紀議員
- C地区 沖縄県支部 高江洲旭議員

上記6名が代表議員に決定し、オブザーバーとして今井専務理事を加え、別室において地区代表議員会が開催された。委員長に岐阜県支部の畑佐議員を選出し協議を行った。

地区代表議員会終了後組合会を再開し、畑佐委員長より別室において地区代表議員会を開催し、監事の選出について慎重に協議した結果、新監事に次の先生方が全員一致で決定

いたしました。なお、年3回常務会が単独で開催される時に出席する監事1名は、青森県支部の高畑研佑先生に決定した旨の報告があった。委員長から報告後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

A地区	青森県支部	高畑研佑
B地区	富山県支部	宮田靖雄
C地区	香川県支部	亀田任弘



高畑監事



宮田監事



亀田監事

開会の辞

又吉達雄副理事長

第62回通常組合会を皆様方のご協力により無事終了いたしました。この組合会は金山執行部最後の組合会で、金山先生には、大変多難な時期にご活躍いただきました。

またこれからは、横山理事長のもと、新しいスタートをきる訳ですが、財政の厳しい折ではございますが、皆様方のご協力を得ながら全国歯を盛り上げていきたいと思っております。

幸い、今日は創立30周年という一つの区切りです。財政は益々厳しくなることを覚悟して、みんなで頑張っ参りたいと思います。



又吉副理事長

横山新理事長就任挨拶



金山理事長が2期6年の任期にて勇退されるということで、今回の組合会で次期新理事長の選任が新理事会で行われ、図らずも全国歯国保役員在籍年数が1番長いという事も含めて先生方より指名を受け浅学菲才の私が新理事長に選任され、金山理事長の後を引き継ぐこととなりその責任の重大さに身の引き締まる思いで一杯です。組合会終了後には節目の創立30周年記念式典を開催することになっており、ここまで立派な組合になりましたのは、歴代の本部役職員・各支部の役職員の皆様のご尽力の賜物と思っています。

取り巻く環境の変わり行く中で、この30年の歴史を背に更に年数を着実に積み重ねて行きたい。それには、合併当初の「相互扶助」の理念のもと大同団結した基本姿勢を忘れることなく大切にして、歯科医師国保組合の更なる進展に向けて努力していきます。組合運

営には規約、諸規則等を順守し皆様の英知を結集し「対話と合議」を重視して、70000人余の被保険者のための国保事業を会務運営の柱に効率的で分かり易い方法を模索し積極的に取り組んで行く事を「基本方針」として頑張ります。

特に、20年度から本格的に実施される医療制度改革の大きな流れが国保運営を一層厳しいものにすることが予想されます。

後期高齢者医療制度の実施により、組合被保険者の減少や後期高齢者への支援金及び前期高齢者に係わる調整金等の財政面での影響、更に保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導の円滑な実施への対応を誤らないよう的確に対処していきたい。

最後に、微力ではありますが、精一杯頑張りますので皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

略 歴

横山 靖夫 (昭和12年1月30日生)

日本歯科大学卒業

■日本歯科医師会関係

定款等改正臨時委員会委員 (平成14年4月～平成15年3月)

議事運営特別委員会委員 (平成15年4月～平成18年3月)

代議員 (平成12年4月～平成18年3月)

■県歯科医師会関係

岐阜県歯科医師会理事 (昭和58年4月～平成3年3月)

岐阜県歯科医師会常務理事 (平成3年4月～平成9年3月)

岐阜県歯科医師会副会長 (平成9年4月～平成12年3月)

岐阜県歯科医師会会長 (平成12年4月～平成18年3月)

■全国歯科医師国民健康保険組合 (本部)

常務理事 (昭和53年7月～平成14年3月)

副理事長 (平成14年4月～現在)

■全国歯科医師国民健康保険組合 (支部)

岐阜県支部常務理事 (昭和53年7月～平成3年3月)

岐阜県支部副支部長 (平成3年4月～平成15年3月)

岐阜県支部支部長 (平成15年4月～現在)

創立30周年記念 式典・祝賀会



平成20年3月22日（土）東京ドームホテルにおいて、全国歯科医師国民健康保険組合創立30周年記念式典並びに祝賀会が挙行された。

式典並びに祝賀会は、第62回通常組合会終了後の午後5時、大勢のご来賓及び20支部から200名余の役員・組合員が参加し、岩波明子氏の司会により、横山副理事長の開式の辞で式典が始まった。金山理事長の式辞に続き、今井専務理事から概況報告、物故組合員への黙祷の後、ご来賓の祝辞となり、最初に当組合の監督官庁の福田富一栃木県知事（代読池亀寛保健福祉部国保医療課長）の祝辞があり、続いて阿部正俊全国国民健康保険組合協会会長、大久保満男日本歯科医師会会長、そして、石井みどり参議院議員からご祝辞を賜った。

その後、ご来賓の紹介に引き続き表彰式となり、最初に当国保組合の創立30周年にあたり、当組合の発展並びに運営に顕著な貢献があった方々に贈られる創立30周年記念特別表

彰では、役員の一部、横山靖夫副理事長他29名、職員の一部馬淵忠美氏他26名の受賞者を代表して、大町正武（元組合会議長、副理事長、監事）先生に金山理事長から表彰状並びに記念品が授与された。続いて当組合の表彰規程により、顕著な功績のあった方々に贈られる全国歯科医師国民健康保険組合表彰では、林副理事長他13名の受賞者を代表して高江洲旭組合会議員に金山理事長から表彰状並びに記念品が授与された。ついで、受賞者を代表して大町正武元組合会議長が謝辞を述べた。

引き続き、感謝状の贈呈となり、当組合の活動に理解を賜り、活動の普及並びに向上にご尽力いただいた団体として、住友信託銀行(株)及びユニバーサル・ビジネス・ソリューションズ(株)並びに(有)アド・ワークスに金山理事長から感謝状並びに記念品が贈呈された。そして、林副理事長の閉式の辞で式典は終了した。

式 辞



金山理事長

全国歯科医師国民健康保険組合創立30周年記念式典を開催しましたところ、年度末のお忙しい中を多くのご来賓はじめ、全国各地より組合員並びに職員の皆様方のご臨席を賜り厚くお礼を申し上げます。

昭和40年代の全国歯科医師国民健康保険組合連合会の理念の元での決議に沿って「小異を捨てて大道につく」との強い信念のもとに、昭和53年に全国15の歯科医師国保組合が志を一つにして、全国歯科医師国民健康保険組合を設立いたしました。

今日、無事30周年を迎えましたことは、主管官庁である栃木県庁のご指導と歴代理事長初め役員、組合会議員、職員のご尽力の賜と心より感謝申し上げます。全国歯科医師国保組合は、設立後全歯連での決議に沿って、各組合の大同団結による組合運営の安定をめざして歯科医師国保組合が設立していなかった県や医師・歯科医師国保組合から、歯科が分離独立した県、また、大規模県などの加入も積極的に進めた結果現在20府県となり、被保険者数は当初の2万9千人から7万2千人、予算規模も約130億円の大規模組合に発展し、20支部のデータ分析でも支部間の格差を是正した相乗効果が見られ、合併による有利性が立証されています。今、日本の経済界では、企業合併による企業間の体質の強化が進んでいますが、今回の厚生労働省の医療制度改革でも、保険者の経営基盤の強化と健全運営を目的とした組合の統合合併が提唱されています。

昭和40年代に、小規模県での組合運営の危険性を回避して合併による安全・健全運営を選択した先輩、諸役員の先見性は現状の国保組合を取り巻く環境を予測していたと言っても過言ではなく、その将来を見据えた洞察力と決断力に敬服しています。

さて、国は少子高齢化社会に対応すべく医療保険制度の構造改革として介護保険制度、高齢者医療制度等を実施し、給付割合や国庫補助金の組合間の格差是正を行い、また、医療保険制度の一元化を着々と推し進めようとしていますので、歯科医師国保組合を取り巻く環境は曾て経験したことのない厳しい時代となりました。昨年の暮れに決定された医療関係の国保組合が政管健保の国庫負担を肩代わりする案は、突然のことで、聖域の定率補助の32%の削減が続くと組合運営は困難となり、将来は被用者保険や市町村国保との合併も考えられて、歯科医師国保組合の存続についての論議が必要になると思われます。

20年度の改革の次には歯科医師国保組合の根幹にかかわる改革が予測されますので、全国国民健康保険組合協会を窓口として、厚生労働省に組合の合併促進、新たな業種別組合の設立、地域拡大、規制緩和を求める運動を強力に展開するべきと思います。さらに、医療関係国保組合の存続のために、すべての医療関係国保組合の統合合併も一つの選択肢ではないかと思われれます。全国歯では、引き続き初期の志を強く持って門戸を開き、長期的視野に立って改革の波にもみ消されないように、組合運営の健全化に努力し、大同団結による全国のデンタルファミリーの健康管理をめざして国保事業を積極的に推進してまいります。

終わりに、設立から現在まで組合運営にご尽力頂いた多くの皆様方に感謝申し上げますと共に、今日ご臨席頂いた皆様方に引き続き国保組合事業に、格段のご協力を頂きますようお願い申し上げます。

平成20年3月22日

理事長 金山 公彦

式典



主催者



来賓



開式の辞 横山副理事長



概況報告 今井専務理事



閉式の辞 林副理事長



池亀寛栃木県福祉部
国保医療課長



阿部正俊全国国民健康
保険組合協会会長



大久保満男
日本歯科医師会会長



石井みどり参議院議員

表彰



30周年記念特別表彰



全国歯組表彰



謝辞 大町元組合会議長

祝賀会



開宴の辞 外堀組合会議長



祝辞 小平守
栃木県国保連合会常務理事



祝辞 坂本龍彦
全協関東甲信越支部長



鏡開き

創立30周年記念式典終了後、休憩をはさんで午後6時より祝賀会を開催した。

祝賀会は、外堀組合会議長の開宴の辞に始まり、金山理事長の挨拶があり、続いて佐藤栄一栃木県国民健康保険団体連合会理事長（代読小平守常務理事）、坂本龍彦全協関東甲信越支部長から祝辞を頂いた。

続いて、来賓と主催者の代表による鏡開きが石井みどり参議院議員と又吉副理事長の勇ましい掛け声とともに祝樽が開かれた。



乾杯 総山前理事長

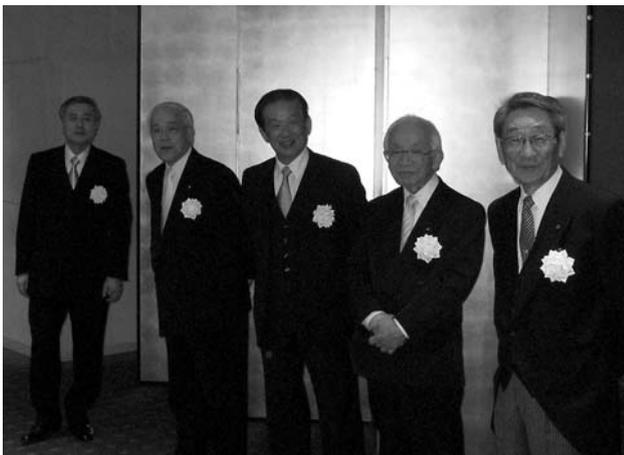
鏡開きに引き続いて総山和雄前理事長の発声で乾杯となり、厳粛から華やかな雰囲気となり、200余名が杯を交わし親交を温める中、祝宴は進行した。祝宴が最高潮に盛り上がったころ、白石副理事長による万歳三唱のあと、一志副理事長の閉宴の辞で祝宴を閉じた。



閉宴の辞 一志副理事長



万歳三唱 白石副理事長



お出迎え



受付の様子



日歯 大久保会長



全協 阿部会長



お見送り

第1回理事会・第1回常務会

横山執行部体制決まる

平成20年4月2日（水）午後1時より、中野サンプラザにて第1回理事会が開催され、理事会終了後に引き続き常務会が開催された。

第1回理事会では、3月22日に開催された第62回通常組合会で承認された新理事及び選任された監事全員が出席した。同日開催された役員選任理事会で選任された横山理事長の進行で進められ、副理事長、専務理事、常務理事等を決定した。引き続き開催された常務会では役員の担当業務を決定し、横山執行部がスタートした。

全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿

自 平成20年4月 1日
至 平成23年3月31日

役職	氏名	支部名	役職	氏名	支部名
理事長	横山 靖夫	岐阜県	理事	永 富 稔	山口県
副理事長	林 伸伍	鳥取県	〃	栗山 豊実	富山県
〃	一 志 忠 廣	長野県	〃	福島 襄	徳島県
〃	白石 宣	滋賀県	〃	熊代 進	岡山県
〃	又吉 達雄	沖縄県	〃	齊藤 愛夫	福井県
〃	恒石 定男	高知県	〃	井上 悟	香川県
専務理事	今井 博	新潟県	〃	三塚 憲二	山梨県
常務理事	鈴木 哲男	岩手県	〃	本田 富彦	青森県
〃	尾上 徹	京都府	〃	竹内 聖太郎	石川県
〃	仲佐 善昭	島根県	監事	高畑 研佑	青森県
〃	小塚 照夫	栃木県	〃	宮田 靖雄	富山県
〃	池谷 剛	山梨県	〃	亀田 任弘	香川県



第11期役員（平成20年4月1日～平成23年3月31日）



横山理事長



監事



理事



理事

平成20年度会議開催予定表

全 国 歯 科 関 係				関 係 団 体	
	日 (曜)	会 議 名	場 所	会 議 名	場 所
H20年	4月 2日 (水)	第1回理事会 13:00	中野サンプラザ	全協関東甲信越支部幹事会	12:30 厚生会館
	25日 (金)	第1回常務会 理事会後	中野サンプラザ		
5月	14日 (水)	第2回常務会 13:00	東京事務所	全協関東甲信越支部総会	15:30 ホテルニューオータニ
	23日 (金)	事務研修会 13:00~17:00	こまばエミナース		
	24日 (土)	〃 9:00~15:00	こまばエミナース		
6月	4日 (水)	第1回監事会 15:00 第3回常務会 11:00 第2回理事会 13:00	東京事務所 中野サンプラザ 中野サンプラザ	全協事務(局)長研修会	15:00 箱根湯本富士屋ホテル 箱根湯本富士屋ホテル クラウンプラザ神戸
	5日 (木)			〃	
	19日 (木)			第51回全協通常総会	
	24日 (火)				
	25日 (水)				
	25日 (水)				
7月	10日 (木)	第4回常務会 11:00 第63回通常組合会 13:00	中野サンプラザ 中野サンプラザ	全協理事長・役員研修会	箱根湯本富士屋ホテル 箱根湯本富士屋ホテル
	11日 (金)			〃	
	23日 (水)				
8月					
9月	2日 (火)			全協職員研修会	こまばエミナース
	19日 (金)			全協理事長・役員研修会	八重洲富士屋ホテル
10月	15日 (水)	第5回常務会 13:00	東京事務所		
11月	4日 (火)	第6回常務会 11:00 第3回理事会 13:00	中野サンプラザ 中野サンプラザ	全協保健事業推進担当者研修会	こまばエミナース こまばエミナース
	5日 (水)			〃	
	12日 (水)				
	中旬				
26日 (水)		全協関東甲信越支部事務(局)長研修会 国保組合被保険者全国大会	厚生会館 東京		
12月	下旬			予算対策本部	厚生会館
H21年	2月 4日 (水)	第7回常務会 13:00	東京事務所	全協事務(局)長研修会	こまばエミナース
	6日 (金)				
	24日 (水)	第2回監事会 15:00	東京事務所		
	25日 (水)	第8回常務会 11:00 第4回理事会 13:00	中野サンプラザ 中野サンプラザ		
	3月 13日 (金)				
	25日 (水)	第9回常務会 11:00 第64回通常組合会 13:00	中野サンプラザ 中野サンプラザ		

70歳～74歳（前期高齢者）のみなさまへ

国民健康保険
高齢受給者証

全国歯科医師国民健康保険組合

◎高齢受給者証は被保険者証と同時に医療機関の窓口へ提示して下さい。

◎負担割合は所得によって変わります。ただし、一般所得者の負担割合は、高齢者の医療に係る「凍結策」により、平成21年3月まで1年間は1割に据え置かれます。

◎高齢受給者証は毎年8月に、新しい受給者証に更新します。また、該当者により、有効期限が異なります。

これから75歳のお誕生日を迎える1種組合員で 全国歯の組合員資格を継続される方へ

組合員証



◎全国歯の「後期高齢者の組合員」として残れば、75歳未満の家族や従業員も今までどおり、全国歯の被保険者として医療給付や保健事業を受けられます。

◎この組合員証は、全国歯の組合員であるという証明書です。

◎後期高齢者の組合員の保健事業として

① 傷病見舞金

5日以上継続して入院した場合、申請により、1日につき4,000円を支給します。ただし、同一年度内90日を限度とします。

また、後期高齢者の組合員になるまでに、傷病手当金を受給している場合はその支給期間を含めます。

② 死亡見舞金

後期高齢者の組合員が死亡したときは当該組合員のご遺族に対し、申請により、200,000円を支給します。

※各見舞金の支給申請につきましては、全国歯のホームページ、または支部事務所までお問い合わせ下さい。

注 後期高齢者の組合員の方は広域連合より「後期高齢者医療被保険者証」が届きます。

被保険者証と同様に大切に保管して下さい。

盗難、紛失、破損等が生じた場合は速やかに支部事務所へご連絡してください。

詳しくは、支部事務所または東京事務所までお問い合わせ下さい。

役員・組合会議員



(平成17年4月1日～平成20年3月31日)

歯科医師のみなさま!! 加入のご検討をお勧めします。



国民年金基金とは

国民年金制度は、自営業者など国民年金の第一号被保険者がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして年金を受け取るための公的な年金制度であり、税制上の優遇や国庫による助成などの特別な措置があります。

税制上のメリット

掛金は全額“社会保険料控除”となります。〔掛金の上限は月額68,000円です。但し、個人型確定拠出年金にも加入されている場合には、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります〕また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用され、所得税・住民税の軽減につながります。

特長

- ①加入は口数制で、年金額や給付の型は加入者が自分で選択できます。
- ②掛金月額額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、男女の別によって決まります。

お問い合わせ・資料請求は

 **0120-155-950**

歯科医師国民年金基金

<http://www.npfunddent.or.jp> e-mail: office@npfunddent.or.jp

（国民年金基金に加入できるのは、国民年金への加入者で、60歳未満の歯科医師の方に限ります。）

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-4-4
ハリファックス九段ビル8階

歯科医師国民年金基金は、日本歯科医師会を母体として設立され、平成3年5月に職能型国民年金基金第一号として認可されました。